

大 綱 主 要 項 目		開かれた市政の推進				
具 体 的 な 項 目		個人情報保護の適正な保護				
実 施 計 画 項 目		個人情報保護制度				
担 当 課		総務課	関係課	全課		
No.Ⅱ-3-(1)		令和 3	4	5	6	7
実施年度	実施計画	○	○	○	○	○
	効果又は 数値目標	市 HP に 専用のペー ジを開設	制度に関する 職員向け資料 作成とグルー プウェアへの 掲示	監査体制の確 立 運用体制の充 実	監査の実施	監査の実施
進捗 状況	実績	D	D	B	D	A
	効果又は 数値実績	—	—	制度に関する 職員向け資料 作成と動画研 修の実施	—	研修及び監査 の実施
現状と課題						
個人情報保護法の改正に即した、適切な業務体制を確立するため、監査体制を整備するとともに、運用マニュアルの策定、職員の制度理解促進を図る。						
課題解決に向けた方策						
個人情報保護法の改正に即した監査体制の確立、規程等の整備、制度理解を図るため運用マニュアルの整備、職員研修等を実施する。						
具体的な取組内容						
【令和 7 年度】 令和 6 年度に引き続き、全職員向け動画研修及び保護管理者及び保護担当者向け集合研修を実施したほか、新たに情報システムを管理する課長向け及び特定個人情報取扱職員向けの動画研修を実施した。 また、令和 7 年 8 月から個人情報等保護監査をセキュリティ監査との合同実施により開始し、監査計画に基づき 10 部署に対して監査を実施した。						
総括（推進期間全体における成果等）						
個人情報保護法の改正に伴い、法律に基づく安全管理措置の実施が必要となったことから、漏えい等の事故防止のための体制構築を目指した。個人情報等の取扱いに関するマニュアルの整備、各年度における研修、監査のサイクルを確立したことにより、職員の意識醸成並びに実施できていない安全管理措置の明確化及び改善点の洗い出しを行える体制を構築することができた。						
今後の取組方針等						
研修担当と監査担当の連携を強固にし、監査の結果、全庁的に実施できていなかった安全管理措置について次期の研修において重点的に取り上げる、また、監査項目の随時見直しを行うことにより、全庁的な個人情報等の取扱いの適正化に努めていく。						